

定期試験を欠席した時の手続きについて（お知らせ）

定期試験を欠席した時は、次の手順により「試験欠席届」を速やかに提出してください。

1. 学生サポートセンターにて「試験欠席届」を受け取る。
- ↓
2. 「試験欠席届」に必要事項を記入し、
診断書等(欠席日が記載されているもの)を添付のうえ、担任の承認を得た後、当該科目の試験後**10日以内**に学生サポートセンターに提出する。
- ↓
3. 提出期限までに、担任印、保証人印をもらう時間がない場合や、証明書等の発行が間に合わない場合は、すみやかに学生サポートセンターに相談すること。

試験欠席届（記入見本）

試験欠席届

令和 年 月 日

聖徳大学幼児教育専門学校
校長 川 並 順 殿

①・2 部 〇年 〇〇〇〇〇 番

氏 名 **聖徳 ゆめ** 印

以下の事由により試験を欠席しましたので、届出します。

事由： インフルエンザのため

欠席日 〇〇月〇〇日 (〇) 曜日		
科 目 名	担当教員名	担任印
教育原理	〇〇先生	印
子どもの保健Ⅰ		

※証明書等を添付し担任の承認を受けた後、10日以内に学生サポートセンターに提出してください。

保証人 **聖徳 太郎** 印

※詳細は学生便覧の「試験・成績」記載ページ、「科目の履修方法、学習の評価、及び課程修了の認定に関する規程」第7条をお読みください。

※授業内での試験を欠席した場合も、定期試験同様「試験欠席届」を提出してください。

※試験欠席届の提出がない場合、追試験認定の可否ができません。

追試験

：教員会において追試験の対象者として認定された学生の、当該科目の試験です。
認定の対象となる理由については、学生便覧「科目の履修方法、学習の評価、及び課程修了の認定に関する規程」第7条を参照してください。
成績評価は定期試験（S/A/B/C/D）に準じます。

再試験

：本試験の不合格者、及び本試験欠席者のうち追試験に該当しない学生に対して、再度実施される試験をいいます。成績評価については、最高でC評価となります。
再試験は必ずしも実施されるとは限りません。実施されない場合は次年度再履修となります。

追試験・再試験手数料 共に 1 科目につき 2,000 円が必要となります。
本試験成績発表後、学生サポートセンターで手続きを行ってください。

科目の履修方法、学習の評価、及び課程修了の認定に関する規程（抜粋）

- (追試験)
第7条 学生が、次の事由により、定期試験を受けられなかった場合には、その事由を証明する書類と所定の欠席届とを、10日以内に学生サポートセンターに提出し、教員会の議を経て、追試験を受けることができる。
- (1) 病気、負傷（医師の診断書がある場合）
(2) 事故、遅延（事故証明書がある場合）
(3) 忌引
(4) 就職試験（受験証明書がある場合）
- 2 前項に該当しない場合は、再試験とみなす。
3 追試験の成績の評価は、本試験に準ずる。
4 追試験の期日は、担当教員と事務担当者が協議し、学生サポートセンターが告示する。
5 追試験の手続きは、学生サポートセンターが指示する所定の期日までに完了しなければならない。
6 追試験と認定された者は、1科目につき2,000円の試験手数料を納入しなければならない。
7 追試験を受けようとする者が、卒業年次に第1項第1号、第2号、第3号の理由により受験できなかった場合は、当該年度において特別追試験を受験することができる。
- (再試験)
第8条 科目担当教員は、試験等の成績が不合格になった者に対して、1回に限り再試験を行うことがある。再試験を認められた科目に対して、学生は学生サポートセンターの指示に従い、再試験願を提出して試験を受けることができる。
- 2 前試験による当該科目の成績の評価はC、Dとする。
3 前条第4項、第5項、第6項は、再試験に準用する。但し、第4項、第5項、第6項の追試験とあるのは、「再試験」と読みかえるものとする。
4 前条第7項の規定は、再試験においても適用する。
- (再履修)
第9条 学習成績が、不合格及び失格となった者は、次学期以降において、科目担当教員の許可を経た後、再履修願を提出し校長の許可を得て、通常の時間割に従い、再履修することができる。
- 2 再履修の場合の成績の評価、単位の認定、試験等は原則として、本規程に準じて取扱うものとする。
3 再履修は、保育科第1部生は第2部の授業で、保育科第2部生は第1部の授業で2科目以内に限り受講することができます。
但し、在学延長者（留年生）はこの限りではありません。